

**【平成26年度】**  
**生活保護及び自立支援施策に関する事務の執行についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
3 宇都宮市の生活保護の動向			
3.2 監査の結果			
3.2.1 保護世帯類型の分析不足（指摘）			
<p>生活保護受給者の年齢分布の分析は、年代別の分析に止まっているが、高齢世帯の増加が予想される中、高齢世帯の生活保護受給者の受給要因が分析されていない。例えば、高齢世帯の単身者世帯2,324世帯（平成26年4月末現在）について、傷病の有無や年金受給の状況、扶養親族との関係等を集計した管理統計資料がない。</p>	16	生活福祉第1課 生活福祉第2課	<p>生活保護は法定受託事務として国から基準や運用方法等が示されており、現在5種の世帯類型別分類、世帯構成や受給者の年齢構成別分類、受給年数の状況等について集計・分析を行っております。</p> <p>また、生活保護は最後のセーフティネットであり、受給に至った要因や生活状況は様々であるため、身体状況や年金等他活用の状況や可能性、親族との交流状況等については個別に確認・記録しております。</p> <p>ご指摘の事項の集計・分析につきましては、平成25年度に厚生労働省が実施した被保護者調査に世帯類型別の集計・分析の結果が報告されており、本市における高齢世帯の集計・分析については、被保護者調査の集計結果を参考に、資料を作成いたしました。</p>
3.2.2 高齢世帯の「無年金」世帯の把握（指摘）			
<p>社会福祉事務所では、生活保護に占める高齢世帯の増加が最も著しいと認識しているが、増加を抑制するための高齢世帯に対するAction（改善提案）について何の検討もされていない。</p>	16 ～ 17	生活福祉第1課 生活福祉第2課	<p>生活保護は、親族の扶養や年金等其他法の制度などの能力を活用しても最低生活が営めない場合に、不足分を給付する最後のセーフティネットであります。</p> <p>近年は全国的に生活保護受給世帯が増加しており、国においても高齢者世帯の増加が要因の一つと分析しております。</p> <p>現在、法改正による年金の機能強化を国が進めており、法の施行など、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p> <p>このような中において、年金法改正後に年金受給要件となる資格期間が300月から120月に短縮が予定されていることから、法改正後に年金受給資格が生じる被保護者の抽出、把握を行い、新たな年金受給資格者への適切な受給指導を行ってまいります。</p>